

松田町狩猟免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農林作物等への被害を防止し、有害鳥獣捕獲事業の従事者を安定的に確保するため、当該従事者に必要な資格である狩猟免許の取得に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 松田町内に住所を有し、町税等の滞納がない者

(2) 狩猟免許を新規に取得した者で、有害鳥獣の駆除に従事できる者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条に規定する狩猟免許（以下「狩猟免許」という。）の取得に係る申請手数料、医師の診断書文書料及び公益社団法人神奈川県猟友会が実施する狩猟免許取得のための予備講習会受講料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、前条に規定する狩猟免許の取得に係る費用の額とする。ただし、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許を取得した日から起算して3ヶ月以内に、松田町狩猟免許取得等補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 取得した狩猟免許の写し

(2) 狩猟免許の取得にかかる申請手数料、医師の診断書
文書料及び予備講習会受講料の領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書
類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったとき
は、内容を精査し、適当と認めたときは、松田町狩猟免許取
得費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通
知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により通知を受けた申請者は、松田町狩猟
免許取得費補助金交付請求書（第3号様式）を町長に提出し
なければならない。

(補助金の返還)

第8条 申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められ
るときは、町長は期間を定めて補助金の全部又は一部の返還
を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受
けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に
違反したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別
に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 松田町わな猟免許取得費補助金交付要綱（平成23年松田
町告示第4号）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、松田町わな猟免許取得費補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。